

第 3 4 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（令和 2 年 4 月 1 日からは、組織改正により、名古屋市長）（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成29年 5月23日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知における平成26年度～28年度の収支報告書 特に「名古屋シティマラソン」に係る部分

- 2 同年 6月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2015収支決算書、マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2016収支決算書、マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2017収支決算書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 7月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。
 - (1) 協賛金収入（以下「本件情報①」という。）、完走者記念品代（以下「本件情報②」という。）については、スポンサーとの契約により守秘義務があり、公開されるとマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会（以下「本件実行委員会」という。）の運営に支障をきたすと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
 - (2) 招待選手出場料（以下「本件情報③」という。）については、選手個人との契約に基づき、公開すると本件実行委員会及び選手個人に対して不利益が生じると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書及び追加弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 弁明書における主張について

ア 条例第 7条第 1項第 2号について

条例第 7条第 1項第 2号は、法人等又は個人事業者の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については非公開とすることを定めたものである。ここで言う「法人等」には、法人及び法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているものを含むとされている。

また、「明らかに不利益を与えると認められる」情報とは、名古屋市情報公開条例の施行について（平成12年依命通達13号。以下「依命通達」という。）において、次のようなものをいうとされている。

- ・生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- ・経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
- ・その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

以上を前提に、審査請求人が公開すべきと主張する部分は、条例第 7条第 1項第 2号に該当し、非公開とすべきであることについて述べる。

イ 審査請求人による主張について

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知（以下「本件イベント」という。）の運営は、本件実行委員会で実施している。本件実行委員会は、名古屋市を始めとした地方公共団体の機関、公益財団法人及び民間企業により構成され、法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められた団体であり、条例第 7条第 1項第 2号に規定する法人等に該当する。

(ア) 本件情報③について

マラソンにおいて、有力な選手を出場させることは、マラソンその

ものの評価において他のマラソンとの差別化を図るものであり、スポンサーの獲得をはじめとする本件実行委員会の収入に大きく影響する。出場料は、招待選手の出場に係る契約において重要な要素であるが、本件実行委員会が出場料を含めていかなる条件で選手と契約するかは、本件実行委員会の販売上のノウハウに関する情報及び内部管理に関する情報であり、公にすることにより、本件実行委員会の事業運営に支障をきたすほか、選手にとっても通常他者に知られたくない情報である。すなわち、公開すると本件実行委員会及び選手個人に対して不利益が生じると認められる情報である。

よって、実施機関は、本件情報③について、条例第 7条第 1項第 2号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

(イ) 民間企業との守秘義務について

本件実行委員会とスポンサーとの契約においては、双方で守秘義務を課しており、収支計算書の本件情報①や本件情報②に関する部分を公開することは、契約額を明らかにすることとなり、上記守秘義務に反することとなる。そのため、当該部分は公開すると本件実行委員会の運営に支障をきたすと認められる情報である。

よって、実施機関は、本件情報①及び本件情報②について、条例第 7条第 1項第 2号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

ウ 審査請求人によるその他の主張について

条例により制度化された情報公開制度は、市民の「知る権利」を尊重するとともに、憲法が定める地方自治の本旨に由来する「説明する責務」を全うするためのものである（依命通達第 2の 1）。実施機関には、条例第 7条第 1項に基づき、原則として公開請求がなされた行政文書を公開する義務があるが、他方で、行政文書には、公にすると個人や法人等の権利を侵害することになる情報も含まれており、これらの情報を除いて公開しなければならない責務も負っている。

この点、実施機関は、審査請求人から請求された行政文書について、条例第 7条第 1項第 2号に該当する部分を除いては公開しており、本件処分は、審査請求人が主張するような「知る権利」を違法・不当にはく奪するものでも、「住民自治」を機能不全とするものでもなく、違法・不当なものではない。また、一部非公開とした目的は、法人等の権利を保護することであり、審査請求人が危惧するような、行政による経理操作を助長したり、脱税等の犯罪を隠匿したりするようなことにはならず、

公序良俗が害されている違法・不当な状況にはない。

(2) 追加弁明書における主張について

ア 条例第 7 条第 1 項第 5 号について

- (ア) 条例第 7 条第 1 項第 5 号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、当該情報を非公開とすることを定めている。

この規定の趣旨は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報としたものである。

- (イ) 審査請求人が公開すべきと主張する部分には、特定の公益財団法人により世界で唯一プラチナラベルと認定された女子フルマラソンである名古屋ウィメンズマラソンの経費も含まれている。これは、本件実行委員会が協賛企業及び招待選手との交渉により決定しているものであり、公開を前提としたものではないことから、仮に総額だけでも公開することは、交渉により決定した内容を一方的に公表することとなり、当該協賛企業及び招待選手との信頼関係が損なわれるおそれがある。

大会の格付けには、上記公益財団法人により最高ランクに位置付けられた有力な招待選手の出場が不可欠であり、有力な招待選手との信頼関係を損なえば、現在の最高位であるプラチナラベル（請求当時はゴールドラベル）を維持することは困難になる。

名古屋ウィメンズマラソンは、世界唯一のプラチナラベルの女子フルマラソンであることから、日本中、世界中から注目される大会であると共に、多くのランナーが集まる大会となっており、協賛企業獲得の大きなアドバンテージとなっているほか、本市のインバウンド政策、魅力発信政策の絶好の機会として、非常に重要な大会となっている。

また、本市が本件実行委員会の一員として同時開催している名古屋シティマラソンは、名古屋ウィメンズマラソンと同じコースを男女が出走できるマラソンとして、本市のスポーツ振興に欠かすことができない大会となっている。

しかしながら、当該情報を公開することで、本件実行委員会と当該協賛企業及び招待選手との信頼関係が損なわれることとなれば、本市

が本件実行委員会の一員としてマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知に携われなくなることに加え、本市が本件実行委員会の一員であることから可能となっている名古屋シティマラソンの同時開催についても再考を迫られることとなる。

このような状況となれば、本市の適正な職務遂行に支障を及ぼし、適正な行政運営を確保することが困難となる。

以上のことから、審査請求人が公開すべきと主張する部分は、条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当し、非公開としたものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

支出項目について非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。但し、個人名については公開を求めるものではない。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書、追加反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「本件情報③については、選手個々人との契約に基づき、公開すると本件実行委員会及び選手個人に対して不利益が生じると認められる」とあるが、これは条例第 7 条第 1 項第 2 号のどの文言にも該当しない。また、民間企業との守秘義務を理由に挙げるが、これは条例第 7 条第 1 項第 2 号のどの文言にも該当しない。
- (2) 愛知県及び名古屋市が公金を投入する事業において、支出内容を公表しないことは、愛知県及び名古屋市の税金の使途についての「正確な情報を手に入れる」という憲法が国民に保障する「知る権利」を違法・不当にはく奪するものであり、違法・不当である。
- (3) 今回の決定は個人情報を除き、支出の非公開項目を過大に設定しており、これは市民の行政監視機能を停止せしむるものであり、憲法が国民に保障する「住民自治」をも機能不全とする違法・不当なものである。
- (4) 支出項目における非公開（個人名を除く）は、行政における経理操作（いわゆる裏金づくり）を助長しかねないものであり、また脱税等の犯罪を隠匿しかねないものであり、公序良俗が害されている違法・不当な状況にある。

- (5) 実施機関は、「公開することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益にあることが明らか」とあるが、これを教育委員会が、名古屋市議会の予算説明で議会に説明した記録はない。

仮に、歳出の使途を議会に説明できないことが事前に明らかであったならば、議会はこの予算を認めることは出来ないのであって、教育委員会は議会に対して、歳出内容の必要な内容を意図的に議会に説明しなかったことは、隠ぺいしたということである。

教育委員会が予算の使途を隠ぺいした上で議会に予算を付し、そして議会の議決を経たことは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 1条及び第 211条、憲法第92条に違反するものであるから、実施機関の主張は認められない。

- (6) 私が情報公開を求める内容は、名古屋市の拠出した5000万円の使途についてであり、法人や個人の業務秘密の公開を求めるものではないことから、そもそも、教育委員会は内容を誤って弁明している。

また、議会における予算制度、決算制度において、税の使途を非開示とすることが認められるのであれば、議会が成り立たないのであって、弁明理由は、法第 1条及び第 1の 2条、第 115条、憲法第93条及び94条に違反するものであり、実施機関の主張は認められない。

- (7) 地方自治体の財務会計については、議会、住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を確保する観点から、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産についての基本的なルール、並びに住民監査請求及び住民訴訟等の制度が、法において詳細に定められているところである。

- (8) この地方財務会計制度の基本的な仕組みは、昭和30年代にその大枠が整備されて以降今日にいたるまで変わっていない。今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためにはみずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠であって、弁明理由は法第 1条、憲法第92条に違反するものであり、実施機関の主張は認められない。

- (9) 実施機関の主張を認めれば、一部に非公開事由に該当する情報があつた

場合、総計から計算により当該情報が算出できてしまうことを理由に、総計も非公開とされてしまう。これは、実施機関の権限濫用である。非公開事由に該当する項目を削除し、公開可能な大項目として収支報告をまとめなおすことで、情報公開に対する責務を果たしていただきたい。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報①から③までが条例第 7 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当するかが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

(1) 実施機関は、本件審査請求の審議中に、審査庁に追加弁明書を提出し、上記第 3 2(2)のとおり、本件情報①から③までを公開しない理由（以下「非公開理由」という。）の追加を行った。このことに関する経過の詳細は、次のとおりである。

ア 令和 3 年 1 月 8 日、実施機関は、審査庁に追加弁明書を提出した。

イ 同年 1 月 13 日、審査庁は、審査請求人に対し追加弁明書の副本を、当審査会に対し追加弁明書の写しを送付した。

ウ 当審査会は、審査請求人に対し、追加弁明書に対する反論等があれば反論意見書を提出するよう通知した。

エ 同年 1 月 25 日、当審査会は、審査請求人から追加反論意見書の提出を受けた。

オ 同年 1 月 28 日、当審査会は、実施機関へ追加反論意見書の写しを送付

した。

- (2) 以上の経過のとおり、実施機関は本件審査中に非公開理由を追加したが、条例にはこれを禁ずる規定はなく、当審査会は、審査請求人には実施機関の追加弁明に対する反論の機会を十分に与えた上で、当該追加された非公開理由を含め、本件を審議することとした。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、本件イベントに関する平成26年度分から平成28年度分までの収支決算書である。収入を9項目、支出を35項目（平成28年度分にあつては34項目）に分け、それぞれの項目ごとに予算額、実績額及びそれらの差異が記載されている。収入に係る項目の中には本件情報①である協賛金収入が、支出に係る項目の中には本件情報②である完走者記念品代と、本件情報③である招待選手出場料が含まれている。

5 条例第7条第1項第2号該当性について

- (1) 本号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件実行委員会は、法人格を有していないものの団体の規約及び代表者が定められており、団体としての実質を有していることから、条例第7条第1項第2号に規定する法人等に該当すると認められる。

- (3) 本件行政文書は、本件イベントの収支報告書であり、本件実行委員会の事業活動上の情報であることは明らかである。

(4) 本件情報①について

ア 当審査会の調査によると、本件情報①は、本件イベントに対し複数の団体から拠出された協賛金の総額であるところ、個々のスポンサーごとの協賛金の額は公表されておらず、また、協賛金の額等によりスポンサーのランク分けがされており、一部のスポンサーのランクは当該スポンサーが自らそのランクを公表する等により明らかになっているものの、当該ランク分けの基準までは公表されていない。

イ 実施機関は、上記第 3 2(1)イ(イ)のように主張するが、上記アの事実から、本件情報①を公開したとしても、各スポンサーごとの協賛金の額を推察されるおそれが高いとはいえない。また、本件実行委員会と各スポンサーとの間の守秘義務契約についても、その内容は明らかにされておらず、本件情報①を公開した場合に、本件実行委員会が各スポンサーとの間で締結した守秘義務契約に違反することとなるとまでは認められない。

ウ したがって、本件情報①を公開することにより本件実行委員会に明らかに不利益を与えるとまでは認められない。

(5) 本件情報②について

当審査会の調査によれば、本件情報②は、本件イベントのうち名古屋ウィメンズマラソンにおける、完走者記念品に係る費用の総額であるところ、実質的には特定の 1 企業に対して支払われたものである。この点、本件情報②を公にすれば、名古屋ウィメンズマラソンのウェブサイト等において公にされている完走者数から商品単価等を算出することができることとなり、これは、当該企業の事業活動上の内部管理情報又は販売上のノウハウに関する情報に当たることから、当該企業に対して明らかに不利益を与えると認められる。また、そのような情報を公開することにより、本件実行委員会と当該企業との信頼関係に重大な影響を及ぼすことから、本件実行委員会に対しても明らかに不利益を与えると認められる。

(6) 本件情報③について

ア 本件情報③は、本件イベントのうち名古屋ウィメンズマラソンにおける、招待選手への選手強化費と賞金を含む、招待選手出場料の総額である。各招待選手の招待に係る条件は、本件実行委員会と各招待選手との契約に基づき定められている。そして、招待選手については、名古屋ウィメンズマラソンのウェブサイトにおいてその氏名、人数等が公になっているものの、各招待選手へ支払われている金額は公にされていない。

イ 実施機関は、上記第 3 2(1)イ(ア)のように主張するが、上記アの事実から、本件情報③を明らかにしたとしても個々の招待選手との契約条件や支払金額を推察されるおそれが高いとはいえない。

ウ したがって、本件情報③を公開することにより、本件実行委員会に明

らかに不利益を与えるとまでは認められない。

- (7) 以上のことから、本件情報①及び③は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められないものの、本件情報②は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

次に、実施機関は、本件情報①から③までは、条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当すると主張するため、この点について検討する。

- (1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障を及ぼす場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件行政文書は、本件イベントの収支決算書であり、実施機関が本件イベントに対し負担金を支出していること、また、実施機関が本件実行委員会の構成員となっていることから、本件情報①から③までは、実施機関の事務事業に関する情報に該当すると認められる。

- (3) 上記第 3 2(2)のとおり、実施機関は、名古屋ウィメンズマラソンは本市のインバウンド政策、魅力発信政策において非常に重要であり、名古屋シティマラソンは本市のスポーツ振興に欠かすことができない大会であるところ、本件情報①から③までを公開することにより、実施機関が本件実行委員会の一員として本件イベントに携われなくなり、名古屋シティマラソンの同時開催についても再考を迫られ、このような状況となれば本市の適正な職務遂行に支障を及ぼし、適正な行政運営を確保することが困難となる旨主張するので、このことにつき以下検討する。

- (4) 実施機関が本件実行委員会の一員として本件イベントに携われなくなる
ことについて

ア 本件イベントにおいて実施機関が支出した負担金の額が、実施機関が既に公開している情報からうかがわれる本件イベントの事業費の総額に占める割合は、1割にも満たない限定的なものと認められる。

イ さらに、当審査会の調査によれば、名古屋ウィメンズマラソンの前身となる名古屋国際女子マラソンの開催に当たっては、実施機関を含む行

政機関は当該イベントに主催者として加わることはなく、当該イベントは、専ら特定の民間団体により準備、運営がなされていた。本件イベントにおいても、実施機関は、協賛金の調達、招待選手の交渉といった、本件イベントの開催の成否に関わる中核的な役割を担うことはなく、各種のボランティア団体への協力依頼のほか、仮設トイレの設置、し尿回収、道路占用許可等の行政上の手続その他本件イベントの運営を円滑に進めるための補助的な役割を担うに留まるとのことであった。

ウ 以上の事情のほか、本件情報①から③までは、本件実行委員会が協賛企業及び招待選手との交渉により決定したものであり、それらの公開は前提とされていない経過からすれば、これらの情報を実施機関において公開すれば、本件実行委員会における実施機関の役割からして、将来、実施機関が本件実行委員会に参加できない危険性が生じる旨の実施機関の危惧を一概に否定することはできない。

(5) 実施機関の事務事業の遂行に及ぼす支障について

ア 当審査会において調査したところ、本市の魅力を紹介する冊子として本市が発行する市勢要覧なごやマイタウンにおいて、平成25年度以後に発行されたものには欠かさず本件イベントが紹介されており、これは、本市において定期的で開催されるスポーツイベントとしては唯一の取扱いであることが認められる。

イ このことを踏まえれば、名古屋ウィメンズマラソンは本市のインバウンド政策、魅力発信政策において重要なものであり、名古屋シティマラソンは本市のスポーツ振興に欠かすことができない大会であるとする実施機関の主張に不自然なところはなく、実施機関が本件実行委員会の一員として本件イベントに携われなくなり、また、名古屋シティマラソンを本件イベントと同時開催できないこととなれば、本市の適正な職務遂行に支障を及ぼし、適正な行政運営を確保することが困難となるとする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

(6) さらに、本件行政文書においては、いずれの収入がいずれの支出に充てられたのかを示す記載は認められないところ、実施機関から聴き取ったところによれば、本件実行委員会においては、実施機関が支出した負担金のみについての収支報告書類は作成されておらず、本件イベントに関する収支報告書類として実施機関が取得したのは、本件行政文書に限られるとの

ことであり、これを覆す特段の事情もうかがわれない。そうすると、本件イベントに対して実施機関が支出した負担金の使途の内訳については、本件行政文書をはじめ、いずれの行政文書からも明らかになり得ないものと認められる。

(7) 一方で、実施機関は、本件行政文書につき、本件情報①から③までを除いた部分については公開しており、その内容は、本件イベントの事業概要、すなわち審査請求人が主張する 5,000万円の税金の使途の概要を把握するに足るものであると認められる。

(8) これらの点に鑑みれば、本件情報①から③までを公開することによる利益と比較して、実施機関の事務事業の遂行に及ぼす支障の程度は大きいものと判断せざるを得ない。

7 本件処分の妥当性については、上記 5及び 6において述べたとおりであることから、審査請求人のその余の主張は、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 8月18日	諮問書の受理
10月 2日	弁明書の受理
10月16日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和 2年 4月 7日	審査請求人の反論意見書・意見陳述申出書提出を再依頼
5月 7日	反論意見書の受理
7月17日 (第29回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取

同日 (第29回第 1小委員会)	調査審議
10月16日 (第30回第 1小委員会)	調査審議
12月 7日 (第31回第 1小委員会)	調査審議
12月25日 (第32回第 1小委員会)	調査審議
令和 3年 1月 8日	追加弁明書の受理
1月13日	審査請求人に追加弁明書の写しを送付 併せて、追加弁明書に対する反論があるときは 反論意見書を提出するよう通知
1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
1月25日	追加反論意見書の受理
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
4月23日 (第36回第 1小委員会)	調査審議
5月28日 (第37回第 1小委員会)	調査審議
7月30日 (第38回第 1小委員会)	調査審議
8月27日 (第39回第 1小委員会)	調査審議
10月13日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦